

別冊
バリュープラン L

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金	2
2. 燃料費等調整額	4
3. 負荷設備の入力換算容量	9

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

- (イ) (1) に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、(ロ) の場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。
- (ロ) 定額制供給の場合は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、(イ) に準ずるものといたします。この場合、(イ) にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

- (イ) 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。
 - (ロ) 定額制供給の場合
再生可能エネルギー発電促進賦課金は、(1) に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。
 - (ハ) 従量制供給の場合
再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に(1) に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。
ロお客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。
- (ニ) (ロ) の場合を除き、お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として再生可能

エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額
(以下「減免額」といいます。)を差し引いたものといたします。

(ホ) なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(ヘ) 定額制供給の場合は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

2. 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、燃料費調整額、離島ユニバーサルサービス調整額、電源調達調整額、その他調整額の総称をいい、各契約種別における料金（1キロワットアワーあたり）にその加減を適用いたします。

(1) 燃料費調整額の算定

(イ) 平均燃料価格原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

α 、 β 、 γ =別表（燃料費調整単価算出係数等）に定める係数

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

(ロ) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。なお、燃料価格 X は別表に定めるものとします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - X \text{円}) \times \langle 2 \text{の基準単価} \rangle / 1,000$$

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月1日から6月30日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月1日から7月31日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月1日から8月31日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月1日から9月30日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月1日から10月31日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月1日から11月30日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月1日から12月31日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月1日から1月31日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月1日から2月末日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月1日から3月31日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月1日から4月30日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月末日までの期間	翌年の5月1日から5月31日までの期間

(ハ) 燃料費調整単価の適用各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料

費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整適用期間に使用される電気に対し以下の通り適用します。

(ニ) 基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、別表に定めるものとします。

(ホ) 燃料費調整額燃料費調整額は、その月の常時供給電力、予備電力および自家発補給電力のそれぞれの使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して以下の算式により算定される金額とします。

$$\text{燃料費調整額} = \text{使用電力量} \times \text{燃料費調整単価}$$

別表：燃料費調整単価算出係数等

項目	値	
	α	0.0259
	β	0.2563
	γ	0.8915
燃料価格	X	83,500円
基準単価 (1キロワット時につき)	低圧	19銭7厘

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

(2) 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額の算定

(イ) 離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

$$\alpha = 1.0000$$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(ロ) 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、各契約種別に次の算式によって算定された値といたします。なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

① 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合

離島ユニバーサルサービス調整単価 =

(79,300 円－離島平均燃料価格)×(2)の離島基準単価/1,000

② 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 79,300 円を上回り、かつ、119,000 円以下の場
合

離島ユニバーサルサービス調整単価＝

(離島平均燃料価格－79,300 円)×(2)の離島基準単価/1,000

(ハ) 離島ユニバーサルサービス調整単価＝

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調
整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する次の離島ユニバーサルサービス調整単価適
用期間に使用される電気に適用いたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月1日から6月30日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月1日から7月31日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月1日から8月31日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月1日から9月30日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月1日から10月31日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月1日から11月30日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月1日から12月31日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月1日から1月31日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月1日から2月末日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月1日から3月31日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月1日から4月30日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月末日までの期間	翌年の5月1日から5月31日までの期間

(ニ) 離島ユニバーサルサービス調整額

定額制供給の場合

定額制供給の契約種別に係る実施要綱等に定めるとおりといたします。

① 従量制供給の場合

離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量に口によって算定された離島ユニバー
サルサービス調整単価を適用して算定いたします。

(ホ) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

1.定額制供給の場合定額制供給の契約種別に係る実施要綱等に定めるとおりといたします。

2.従量制供給の場合離島基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	1 厘
-------------	-----

(3) 電源調達調整額の算定

電源調達調整費は、その他調整額の総称をいい以下に定義する調達単価に応じて、以下に定めるとおりに則したものといたします。

(イ) 電源調達調整単価の算定

電源調達調整単価は、お客さまのために当社が調達する 30 分ごとに変わる JEPX のスポット市場価格（以下、「エリアプライス」といいます。）に基づき決まる電源調達料金と、お客さまのために当社が調達した電力量により次の算式によって算定された値といたします。なお、消費税等相当額を加算して算定に反映するものとし、各金額の単位は 0.01 円としてその端数は小数第 3 位以下を切り捨てるものとします。

$A < B$ の場合、電源調達調整額（還元） = $(A - B) \times$ 使用電力量 (kWh)

$A > C$ の場合、電源調達調整額（追加） = $(A - C) \times$ 使用電力量 (kWh)

A 検針日の前月の 1 日～末日におけるエリアプライスの平均値 $\times (1 + \text{消費税率}) \times 1.1$

B 当社が定める還元調整基準単価（下表のとおり）

C 当社が定める追加調整基準単価（下表のとおり）

B 還元調整基準単価	C 追加調整基準単価
¥ 4.00	¥ 8.00

(ロ) 電源調達調整額の請求または還元時期

N 月の検針日から N+1 月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金（以下、「対象電気料金」といいます。）に適用される調達調整費の還元または請求は、対象電気料金の請求にて相殺または合算することで行うものとします。なお、調達調整費の還元額が対象電気料金の金額を超過する場合、当該超過分を次月の電気料金の請求にて相殺することで還元するものとし、その後も同様とします。

(4) その他調整額の算定

① その他調整額

当社は、燃料価格における供給力の取引に関してその他調整額としてお客さまにご請求又は還元いたします。

② その他調整額の算定

その他調整額は、次の計算式により算定される金額とします。なお、その他調整額単価の単位は 1 銭とし、1 銭未満の端数は切り捨てるものとします。

③ その他調整額単価

その他調整額単価は、使用電力量 1kWh につき 0 円（税込）といたします。

※ 1：当社は、毎月、その他調整額単価の見直しを行います。

※2：その他調整額単価を変更する場合に限り、当社は、翌月の検針日等から翌々月の検針日等の前日までの算定期間のその他調整額の計算に適用するその他調整額単価を書面の交付、電子メールの送信または当社ホームページへの掲載等によります。

3. 負荷設備の入力換算容量

(1) 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次によります。

(a) けい光灯

	換算容量	
	入力 (ボルトアンペア)	入力 (ワット)
高力率型	管灯の定格消費電力 (ワット) × 150%	管灯の定格消費電力 (ワット) × 125%
低力率型	管灯の定格消費電力 (ワット) × 200%	

(b) ネオン管灯

2次電圧 (ボルト)	換算容量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

(c) スリムラインランプ

管の長さ (ミリメートル)	換算容量	
	入力 (ボルトアンペア)	入力 (ワット)
999以下	40	40
1,149以下	60	60
1,556以下	70	70
1,759以下	80	80
2,368以下	100	100

(d) 水銀灯

出力 (ワット)	換算容量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
40以下	60	130	50
60以下	80	170	70
80以下	100	190	90
100以下	150	200	130

1 2 5 以下	1 6 0	2 9 0	1 4 5
2 0 0 以下	2 5 0	4 0 0	2 3 0
2 5 0 以下	3 0 0	5 0 0	2 7 0
3 0 0 以下	3 5 0	5 5 0	3 2 5
4 0 0 以下	5 0 0	7 5 0	4 3 5
7 0 0 以下	8 0 0	1, 2 0 0	7 3 5
1, 0 0 0 以下	1, 2 0 0	1, 7 5 0	1, 0 0 5

(2) 誘導電動機

(a) 単相誘導電動機

出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力（キロワット））は、換算率 100.0% を乗じたものといたします。

出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

出力（ワット）	換算容量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
3 5 以下	—	1 6 0	出力（ワット）× 1 3 3. 0 %
4 5 以下	—	1 8 0	
6 5 以下	—	2 3 0	
1 0 0 以下	2 5 0	3 5 0	
2 0 0 以下	4 0 0	5 5 0	
4 0 0 以下	6 0 0	8 5 0	
5 5 0 以下	9 0 0	1, 2 0 0	
7 5 0 以下	1, 0 0 0	1, 4 0 0	

(b) 3 相誘導電動機

換算容量（入力（ワット））
出力（馬力）× 9 3. 3 %
出力（キロワット）× 1 2 5. 0 %

(3) レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は次によります。

なお、レントゲン装置が 2 つ以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別	最高定格管 電圧	管電流 (短時間定格電流)	換算容量
------	-------------	------------------	------

(携帯型および移動型を含む)	(キロボルトピーク)	(ミリアンペア)	(入力(ボルトアンペア))
治療用装置	—	—	定格1次最大入力 (キロボルトアンペア)の値とします。
診療用装置	9.5以下	2.0以下	1
		2.0超過3.0以下	1.5
		3.0超過5.0以下	2
		5.0超過10.0以下	3
		10.0超過20.0以下	4
		20.0超過30.0以下	5
		30.0超過50.0以下	7.5
		50.0超過1,000以下	10
	9.5超過10.0以下	2.0以下	5
		2.0超過3.0以下	6
		3.0超過5.0以下	8
		5.0超過1,000以下	13.5
	10.0超過12.5以下	5.0以下	9.5
		5.0超過1,000以下	16
	12.5超過15.0以下	5.0以下	11
		5.0超過1,000以下	19.5
蓄電器放電式診察用装置	コンデンサ容量0.75マイクロファラッド以下		1
	0.75マイクロファラッド超過1.5マイクロファラッド以下		2
	1.5マイクロファラッド超過3マイクロファラッド以下		3

(4) 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

(a) 日本工業規格に適合した機器(コンデンサ内臓型を除きます。)の場合

$$\text{入力(キロワット)} = \text{最大定格1次入力(キロボルトアンペア)} \times 70\%$$

(b) (a) 以外の場合

$$\text{入力(キロワット)} = \text{実測した1次入力(キロボルトアンペア)} \times 70\%$$

(5) その他

- (a) (1)、(2)、(3) および(4) によることが不相当と認められる電気機器の換算容量(入力)は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量(入力)とすることがあります。
- (b) 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するため直接必要であって欠くことのできない表示灯は、動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷設備の容量(入力)を算定いたします。
- (c) 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。